



請願第3号

令和7年2月26日

二本松市議会議長 本多勝実様

請願団体

新日本婦人の会二本松支部

支部長 五十嵐敦子

住所

TEL

紹介議員

菅野 明

国に対し、「女性差別撤廃条約選択議定書の
すみやかな批准を求める意見書」提出についての請願

【請願趣旨】

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締結国は189、日本は1985年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在115ヵ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146ヵ国中125位と過去最低になりました。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し4回目の勧告を行いました。第5次男女共同参画基本計画では「諸課題の整理を含め、早期締結について真摯な検討を進める」としています。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書批准を求める意見書を上げた地方議会は、12府県議会を含め279にのぼります。この動きをさらに広めるために、貴議会においても国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出するよう、請願いたします。

【請願事項】

- 1、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること



女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書(案)

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締結国は189、日本は1985年に批准している。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定している。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになった。現在115カ国が批准しているが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146カ国中125位と過去最低となった。

選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になる。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し4回目の勧告を行った。第5次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を求める」としている。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきである。

以上のことから、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求めるものである。

1、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

宛て